

交付要件確認書

補助金名：県民協働による里山の整備・利用事業補助金
(里山整備利用地域活動推進事業・里山資源利活用推進事業)

確認項目	チェック欄
要綱第2の要件を確認	
長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではない。	
県税に未納がない。	
要綱第3第2項の交付対象外事業でないことを確認	
県が交付する補助金の交付を受けた事業ではない。	
国の支出する支出金及び補助金の交付を受けた事業ではない。	
国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業ではない。	
事業実施の限度を確認	
里山整備利用地域活動推進事業（一般）において、事業実施の初年度から起算して3ケ年度までとなっている。	
里山整備利用地域活動推進事業（開かれた里山）において、事業実施の初年度から起算して2ケ年度までとなっている。	
里山資源利活用推進事業（一般）において、累計の補助対象経費が150万円以下となっている。	
里山資源利活用推進事業（開かれた里山）において、累計の補助対象経費が100万円以下となっている。	
要領別表に記載されている補助対象経費のうち、交付対象外となっている項目の確認	
事業実施主体の運営にかかる経費及び施設の維持管理経費は対象外となっている。	
用地の賃借に要する費用は対象外となっている。	
活動に参加する者の人件費（指導者（講師）謝金、指導補助員の賃金並びに現地調査及び地域活動の準備に係る賃金を除く。）は対象外となっている。 ※ただし、里山整備利用地域活動推進事業（開かれた里山）における地域の合意形成及び森林所有者の同意取得に要する人件費は、交付対象とする。	
事業以外の用務に使用できる汎用性の高い機械の購入に要する費用は対象外となっている。	
補助対象事業に係る収入（生産物売払収入、参加者負担金 等）がある場合は、補助対象経費から控除している。	

(私は、) 県民協働による里山の整備・利用事業補助金の申請に際し、上記すべての項目を確認しました。

確認年月日

申請者名